

あなたの街の相談パートナー

一人で悩まず、人権擁護委員に相談してください

☎人権・同和対策課 人権・同和対策グループ ☎73-9122

人権とは「人間らしく生きる権利」ですが、いじめや虐待などの人権侵害に一人で悩む人は少なくありません。地域の人権擁護委員は相談窓口として問題解決をサポートし、法務局と連携した被害者救済や、人権意識を高める啓発活動を行っています。

6月1日は
人権擁護委員の日

人権擁護委員の活動

人権相談

いじめ、差別、DV(ドメスティックバイオレンス)などの人権相談に応じます。秘密は厳守します。安心して相談してください。

特設人権相談

- 相談日 偶数月に1回(広報おごおりでお知らせします)
- 会場 人権教育啓発センター
- 相談料 無料

人権意識を広める活動

人権への理解を深めてもらうため、小中学生対象の人権教室や人権作文コンテストなどさまざまな啓発活動を実施しています。また、市内の小学校と協力して、福岡県の人権の花・ひまわりの種をまき、育て、できた種を風船で飛ばす「人権の花運動」も毎年行っています。

人権侵害による被害者を救済

人権侵害された人からの申告などを受け、法務局職員と協力して調査・処理にあたります。調査により人権侵害が認められた場合は、救済措置等が行われます。

電話やLINEで人権相談ができます

最寄りの法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

みんなの人権110番	☎0570-003-110	平日の8時半～17時15分
こどもの人権110番	☎0120-007-110	平日の8時半～17時15分
外国語人権相談ダイヤル	☎0570-003-911	平日の9時～17時

※「女性の人権ホットライン」は、令和7年10月に「みんなの人権110番」に統合されました。

LINEによる人権相談
平日の8時半～17時15分



ID : @snsjinkensoudan

インターネット人権相談受付窓口
24時間



<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

